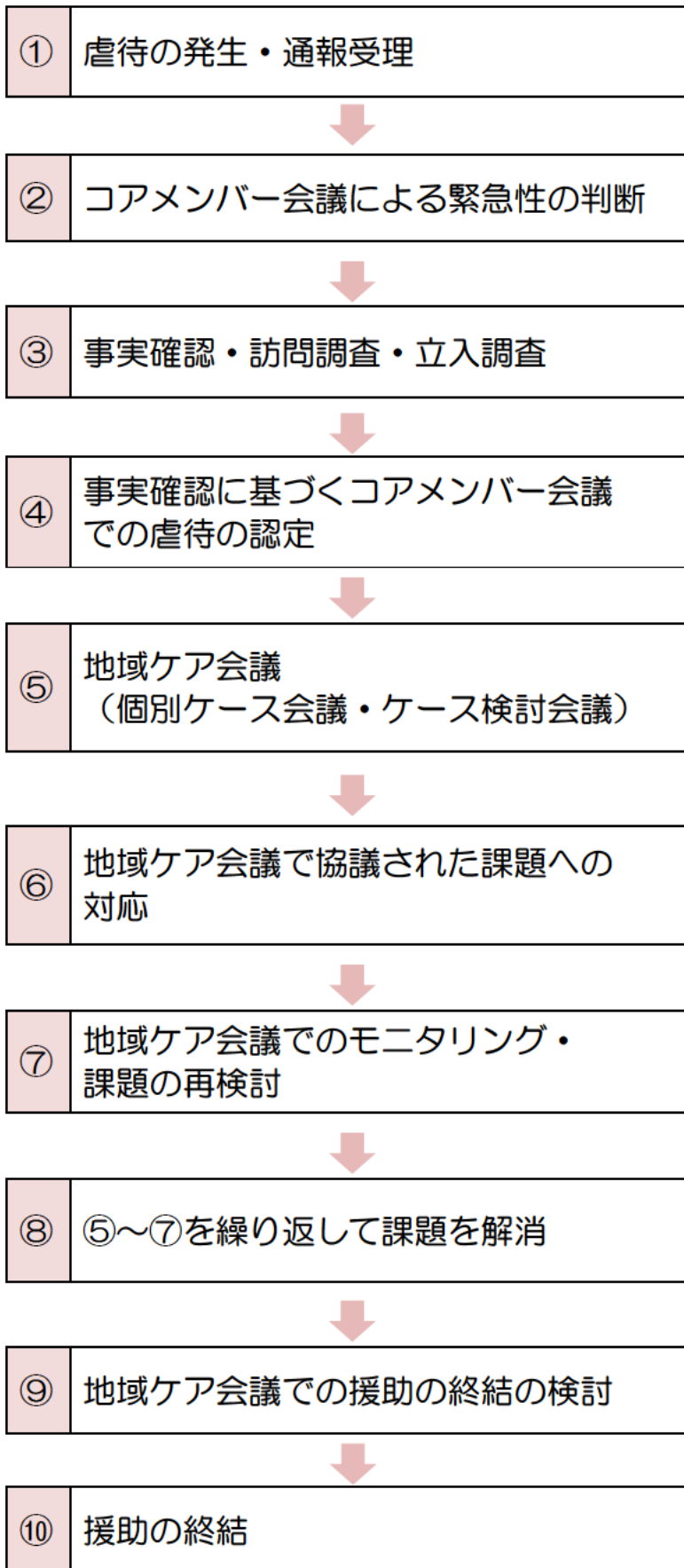


三重県高齢者虐待防止チームの活用

フローチャート



① 虐待の発生・通報受理

② コアメンバー会議による緊急性の判断

③ 事実確認・訪問調査・立入調査

④ 事実確認に基づくコアメンバー会議での虐待の認定

⑤ 地域ケア会議
(個別ケース会議・ケース検討会議)

⑥ 地域ケア会議で協議された課題への対応

⑦ 地域ケア会議でのモニタリング・課題の再検討

⑧ ⑤～⑦を繰り返して課題を解消

⑨ 地域ケア会議での援助の終結の検討

⑩ 援助の終結

★その他、詳細は担当社会福祉士にご相談ください★

専門的な
アドバイスを
します！



①～④は緊急性が高いことが多く、各市町の担当部署・地域包括支援センター職員による対応が中心となります。

初動期におけるアドバイスが必要な場合は、担当社会福祉士へ電話連絡してください。

⇒地域ケア会議で課題を検討し、その対応方法を協議します。誰が、いつまでに、何をどのように行うかを決定していきます

高齢者虐待防止チームは、地域ケア会議への専門職派遣に対応しています。弁護士と社会福祉士が会議に出席し、専門的な視点から事例に対するアドバイスをを行います。

また、支援方針・対処方法などのアドバイスを希望する場合は「利用者基本情報共有シート」を記入し、担当社会福祉士へFAXで送信願います。チームの社会福祉士同士が協議、さらに必要に応じて弁護士の意見も確認し、チームとしてのアドバイスをを行います。

⇒虐待対応から通常支援への移行の見極めは重要なポイントです。

高齢者虐待防止チームは、終結の判断についてもアドバイスの実施、あるいは地域ケア会議への専門職派遣により対応しています。